

地方における防災・減災・国土強靱化に資する道路整備の更なる推進を求める意見書（案）

本年元日に発生した令和 6 年能登半島地震は、最大震度 7 を観測し、発災当初は被害の全容が分からないことに加え、道路が寸断されたことにより、救助や支援に向かう関係者もなかなか被災地に辿り着けないなどの半島地域という地理的なハンディキャップも相まって、迅速な復旧作業や支援物資の輸送に対し、大きな妨げとなっている。

近い将来、南海トラフ地震の発生する可能性が極めて高いとされる和歌山県において、ひとたび大地震が発生すれば、能登地方と同様に半島地域である本県の被害も甚大かつ長期化すると見込まれることは明白である。

また、昨年 6 月 2 日の梅雨前線豪雨では、台風第 2 号の影響を受け発生した線状降水帯により、県北部を中心に多数の土木施設災害や浸水被害等が発生したことに加え、公共交通機関の運休と、事前通行規制等により高速道路や国道などの広範囲の通行止めが重なり、いわゆる交通難民も多数発生したところである。

これらの、南海トラフ地震や頻発化・激甚化している豪雨災害に備えるため、本県沿岸部を通る唯一の幹線道路である国道 42 号の代替となる紀伊半島一周高速道路の整備や緊急輸送道路の防災・減災対策など、県土の強靱化を強力に推進する必要がある。

また、地方では、幹線道路等の整備に伴い、企業立地や観光客の増加等、大きな地域活性化効果がもたらされているが、こうした効果に対する評価が現行の費用便益分析の三便益では、十分に現わされていない。

さらに全国に先んじて人口減少、少子高齢化が進展する本県においては、地域特産物の輸送の効率化や迂回路がない中山間地における防災対策等、生産性の向上や安全・安心等に資する道路整備が急務であり、現状では定量的な算定が難しいとされる地方の道路整備による効果も適切に評価されるべきである。

よって、国においては、これらの状況を踏まえ、次の措置を講じるよう強く要望する。

記

1 防災・減災・国土強靱化対策の推進

- (1) 防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策に必要な予算・財源について、例年以上の規模で確保し、計画的に事業を推進すること。
- (2) 国土強靱化基本法に基づく国土強靱化実施中期計画を令和 6 年中に策定し、必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保し、対策期間完了後も切れ目なく継続的・安定的に取り組むこと。
- (3) 防災・減災、国土強靱化や地方創生に資する社会資本整備を推進するた

め、国直轄事業をはじめ、補助事業、防災・安全交付金および社会資本整備総合交付金について必要な予算を確保すること。

## 2 高速道路等の豪雨等による事前通行規制基準の最適化

- (1) 豪雨等による事前通行規制において、高速道路等が最大限機能を発揮するよう、最新の科学的知見に基づく基準への見直しを検討するとともに、気象庁等との連携により、通行止め時間の最小化を目指すこと。
- (2) のり面や盛土、橋梁等の構造物の補強対策を進めるなど、安全性を向上させた上での事前通行規制基準の見直しの検討を行うこと。
- (3) 事前通行規制を含めた広域的な通行止めに対して関係機関と連携を密に行い、出控えや広域迂回等の行動変容を促す情報発信の強化を国主導で取り組むこと。

## 3 道路に関する新たな費用便益分析指標の検討

地方の道路整備がもたらす地域の安全・安心の確保や活性化の効果が適切に評価されるよう、現行の費用便益分析の三便益（走行時間短縮、走行経費減少、交通事故減少）に加え、災害対策や救急医療、観光振興、企業立地、環境改善、過疎対策等の効果を評価する多様な手法の構築を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月19日

様

和歌山県議会議長 濱口 太史

(提出者)

建設委員会委員長 玄素 彰人

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

国土交通大臣

内閣官房長官

国土強靱化担当大臣